

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱いについて（平成12年3月31日付け12動薬A第418号農林水産省動物医薬品検査所長通知）新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1～15 (略)</p> <p>16 標準製剤の配布について 動物用医薬品検査所標準製剤等配布規程（昭和45年5月1日農林水産省告示第637号。以下「配布規程」という。）第2条第1項に基づき病原性微生物に該当する標準製剤等の配布を受けようとする場合及び外国製造業者への配布に関する具体的な手続きは、次によることとする。</p> <p>(1) 病原微生物の配布について</p> <p>ア 病原微生物に該当する標準製剤等 配布規程第2条第1項に定める別表の上欄に掲げる標準製剤等のうち、病原微生物に該当するものは次のとおりとする。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>豚熱ウイルスALD株</u></p> <p>⑦～⑳ (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1～15 (略)</p> <p>16 標準製剤の配布について 動物用医薬品検査所標準製剤等配布規程（昭和45年5月1日農林水産省告示第637号。以下「配布規程」という。）第2条第1項に基づき病原性微生物に該当する標準製剤等の配布を受けようとする場合及び外国製造業者への配布に関する具体的な手続きは、次によることとする。</p> <p>(1) 病原微生物の配布について</p> <p>ア 病原微生物に該当する標準製剤等 配布規程第2条第1項に定める別表の上欄に掲げる標準製剤等のうち、病原微生物に該当するものは次のとおりとする。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>豚コレラウイルスALD株</u></p> <p>⑦～⑳ (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>以下 (略)</p>